

自立支援医療（精神通院医療）について

自立支援医療(精神通院医療)は、通院による精神科医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です(障害者総合支援法に規定)。

対象者	通院による精神医療を継続的に要する者
対象医療	精神障害及び精神障害に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療(診察(外来)・調剤、デイケア、訪問看護等)
自己負担額	定率1割 ただし、所得により負担上限額あり(下表のとおり)
有効期間	1年

○自立支援医療(精神通院医療)の対象範囲

精神疾患(てんかん、認知症を含む)で、通院による精神科医療が継続的に必要な方

対象疾患：精神及び行動の障害(国際疾病分類第10版) F0~F9

てんかん () G40

注意 次のような医療は対象外となります。

- ・入院医療の費用
- ・公的医療保険の対象とならない治療、投薬などの費用
- ・精神疾患・精神障害と関係のない治療、投薬などの費用

保険(健康保険・介護保険等)の給付と自立支援医療費との関係

保険による給付(7~9割)	自立支援医療費	本人負担 ※(1割)
---------------	---------	---------------

← 自立支援医療費の対象となる医療 →

※自己負担上限月額が設定されている場合、本人負担が上限を超えた分に対して自立支援医療費を給付

自立支援医療費 = 医療費 - 保険による給付 - 自己負担額(負担上限月額を上限)

○所得区分による自己負担(上限)額

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
	市町村民税非課税		市町村民税 < 3万3千(所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千(所得割)	23万5千 ≤ 市町村民税(所得割)
	生活保護世帯	本人収入 ≤ 80万	本人収入 > 80万		
生活保護	低所得1	低所得2	中間所得層		一定所得以上
負担0円	負担上限額	負担上限額	負担上限額: 医療保険の自己負担限度額		自立支援医療の対象外
	2,500円	5,000円	重度かつ継続者※		
			中間所得層1	中間所得層2	一定所得以上(経過措置)
			負担上限額	負担上限額	負担上限額
			5,000円	10,000円	20,000円

※ 自立支援医療(精神通院医療)を提供する場合の手続きは裏面をご覧ください

自立支援医療(精神通院医療)を提供するための手続き

自立支援医療(精神通院医療)を提供するためには、①、②ともに満たしている必要があります。

- ① 医療機関は県の指定を受ける(神戸市所在の場合は神戸市が指定)
- ② 受給者の利用する医療機関として登録(受給者証にその医療機関が記載)

※ 医療機関とは、保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション等をいいます。

○自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について

問合せ先、申請書の提出先

窓 口： 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課精神障害福祉班

電 話： 078-341-7711 (代) 内線3292

住 所： 神戸市中央区下山手通5-10-1

指定日： 申請書受理日の翌月1日

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定申請に必要な書類

- ・ 指定自立支援医療機関(精神通院)指定申請書(訪問看護事業者)
- ・ 役員名簿
- ・ 誓約書

※指定自立支援医療機関の指定については、ホームページに掲載しています

http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw19/hw19_000000197.html

○利用者(患者)が行う手続き

利用者(患者)が居住地の市町で申請し、「受給者証(自立支援医療受給者証)」の交付を受けることが必要です。

受給者証が交付されるまで、概ね2~3ヵ月要します。

○診療報酬等の請求の取り扱い

診療・調剤報酬及び療養費については、受給者証により医療機関の記載、自己負担上限月額を確認して請求してください。

自立支援医療利用の相談があった場合、医療費(本人負担)の取り扱いについて、十分に説明をお願いします。